

石狩市地域エネルギープラットフォーム構築協議会 規約

(名称)

第1条 協議会の名称は、「石狩市地域エネルギープラットフォーム構築協議会（以下、協議会）」とする。

(目的)

第2条 協議会は、石狩市（以下、本市）に存在する再エネ電源を官民連携のもと設立する事業体を通じて地域立地企業や周辺地域に供給する「地産地活」の仕組みづくりの検討及び構築を目的とする。

(参加資格)

第3条 協議会は、第2条の目的に賛同するとともに本市の事業推進に前向きに検討する、以下各項に示す要件をすべて満たしている事業者とする。

2 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に掲げる者でないこと。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれら統制下にある者でないこと。

5 石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成8年要領第2号）による指名停止の措置を石狩市から受けている若しくは今後受けることが明らかである者。

(費用)

第4条 協議会への参加費用等は無料とする。なお、協議会の事業に伴う交通費等の必要な経費については、各自負担とする。

(守秘義務)

第5条 参加者は協議会で知り得た個人情報や機密情報を協議会の目的以外に使用しない。個別の取り決めが必要な場合は、当事者間で秘密保持契約の締結等を協議する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は石狩市企画経済部企業連携推進課に置く。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、参加メンバーで協議し定める。

(附則)

この規約は、令和5年11月6日より施行する。

(規約の失効)

この規約は、令和6年1月20日限り、その効力を失う。